

## 富山県私立専修学校等の設置認可に関する審査基準

### (趣旨)

第1条 私立専修学校又は私立各種学校（以下「専修学校等」という。）の設置認可については、この基準により審査する。

### (設置者)

第2条 専修学校等の設置者は、学校法人又は準学校法人（以下「学校法人等」という）とするものであること。

2 前項にかかわらず、特別の事由がある場合は、学校法人等以外の法人及び個人を設置者とすることができるものであること。ただし、その学校の設置が営利を目的とするものであってはならない。

3 前項の設置者についても、施設及び設備並びに経営に必要な財産については、準学校法人に準じて整備等を行うものであること。

### (立地条件)

第3条 専修学校等の立地条件が適切であり、当該専修学校等が他の専修学校等と不当に競合することなく、その役割を十分に果たすことが期待されていること。

### (区分所有)

第4条 校舎を区分所有とする場合は次に掲げるすべての条件を満たしていること。

(1) 原則として校舎として使用する部分が1つの階全体であり、複数階にまたがる場合は連続した階であること。

(2) 出入口及び通路が当該専修学校等の専用であること。

(3) 当該建物内に設置される他の施設が専修学校等の教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であること。

### (開設の時期)

第5条 専修学校等の開設の時期は、原則として4月1日とすること。

### (専修学校の規模)

第6条 専修学校について、専修学校設置基準（昭和51年1月10日文部省令第2号）

第2条第1項の目的に応じた分野ごとに、同時に授業を受ける生徒の総定員が原則として40人以上であること。

### (附帯事業)

第7条 専修学校等は、次の各号に該当する場合には、附帯事業として正規の課程以外の教育を行うことができるものであること。

(1) 当該専修学校の教育に支障がないこと

(2) 当該教育を恒常的に行うものであるときは、その旨が学則に明確に記載されていること。

(3) 当該教育が専修学校等の要件に該当するものでないこと。

### (養成施設の指定等)

第8条 設置する学校が、学校教育法以外の法令・基準等に基づく養成施設の指定等を受ける必要がある場合は、当該指定等がなされる確実な見込みがあること。

(所轄外法人等による設置)

第9条 文部科学大臣又は本県以外の都道府県知事所轄の学校法人等が専修学校等を設置する場合には、この基準のほか「富山県準学校法人寄付行為及び寄付行為変更の認可に関する審査基準」(平成20年3月1日施行。)第2を準用する。

(その他)

第10条 この基準は、専修学校等の目的変更、設置者変更及び各種学校の定員に関する学則変更の認可について準用する。

附 則

この基準は、平成6年10月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日より施行する。